

# マイ・ゴールドパートナー会員約款

## 第1章 はじめに

### 第1条 (目的)

三菱マテリアル株式会社（以下「弊社」という）の「マイ・ゴールドパートナー」（以下「マイ・ゴールドパートナー」という）とは、弊社が会員に貴金属地金を販売し、会員がその貴金属地金を消費寄託または混蔵寄託により弊社にお預けすることができるサービスです。マイ・ゴールドパートナー契約（以下「本契約」という）とは、会員がマイ・ゴールドパートナーをご利用されるために弊社と締結する契約をいいます。本契約を締結した会員だけが、弊社のマイ・ゴールドパートナーのサービスを受けることができます。本約款は、本契約の内容となるものであり、その締結に必要なとなる手続きならびに本契約を締結した会員がマイ・ゴールドパートナーを利用して弊社から貴金属地金を購入し、お預けになる場合に必要となる手続き等を定めるものです。

### 第2条 (定義)

本約款における用語の定義は、次の通りとします。

1. 「会員」とは、弊社と本契約を締結された個人または法人をいいます。
2. 「休業日」とは土曜日、日曜日および祝日ならびに弊社が定める休日を含み、それ以外の日を「営業日」といいます。なお、休業日の場合でも、一部の店舗等では第3章の一部の取引（弊社が別途定めるもの）を行うことができるものとします。弊社の営業日、休業日は、弊社の地金情報発信サイト「ゴールドパーク」(<https://gold.mmc.co.jp/>)（以下「本サイト」という）等でお知らせします。
3. 「貴金属地金」とは、金地金、プラチナ地金および銀地金をいいます。
4. 「金地金」とは、純度 99.99%以上の純金をいいます。
5. 「プラチナ地金」とは、純度 99.95%以上のプラチナをいいます。
6. 「銀地金」とは、純度 99.9%以上の純銀をいいます。
7. 「年会費」とは、本契約に基づき、会員契約期間毎に会員にお支払いいただく会費のことをいいます。
8. 「保管料」とは、本契約に基づき、弊社が会員の貴金属地金を混蔵寄託の方法により保管するサービスの対価を含み、弊社が別途定める期間毎に会員にお支払いいただきます。
9. 「積立購入手数料」とは、本契約に基づき、会員が積立購入で貴金属地金を購入する際に会員にお支払いいただく手数料のことをいいます。
10. 「当日スポット購入」とは、会員が本契約に基づき、取引成約時点の弊社発表の小売価格をもって貴金属地金を購入する取引をいいます。
11. 「消費寄託」とは、第5条第1項に定める寄託のことをいいます。
12. 「混蔵寄託」とは、第5条第2項に定める寄託のことをいいます。
13. 「翌営業日価格スポット購入」とは、会員が本契約に基づき、取引成約日の翌営業日の弊社発表の小売価格をもって貴金属地金を購入する取引をいいます。
14. 「積立購入」とは、会員が本契約に基づき、弊社の毎営業日に一定額ずつ貴金属地金を購入する取引をいいます。
15. 「ボーナス月プラス積立購入」とは、会員が本契約に基づき、年2回までの会員の指定月において、通常の積立購入代金に一定額を加算して積立購入する取引をいいます。また、当該加算した一定額を「加算積立購入代金」といいます。
16. 「月間スポット積立購入」とは、会員が本契約に基づき、会員の希望する特定の月において、積立購入する取引をいいます。

17. 「積立購入期間」とは、会員が本契約に基づき、貴金属地金の積立購入を行い、弊社に寄託する期間をいいます。
18. 「積立購入日」とは、積立購入の取引をする弊社の営業日をいいます。
19. 「現物引出し」とは、会員が本契約に基づき、弊社に寄託する貴金属地金の返還を受けることをいいます。
20. 「市場売却受託サービス」とは、会員の委託により、寄託した貴金属地金の返還に代えて、会員が本契約に基づき寄託した貴金属地金の全部または一部と同種、同等、同量の貴金属地金を弊社が別途定めるところにより市場(ロンドン貴金属市場をいう。以下同じ)で売却し、弊社からその売却代金額相当の金銭(ただし、弊社が別途定める手数料相当額を控除したもの)の返還を受けることができるサービスをいいます。
21. 「等価金貨返還サービス」とは、会員の委託により、寄託した貴金属地金の返還に代えて、会員が本契約に基づき消費寄託により弊社に寄託している貴金属地金の全部または一部と同種、同等、同量の貴金属地金の価格(ただし、弊社が別途定める手数料相当額を控除した金額)と等価の金貨(弊社指定のもの)の返還を受けることができるサービスをいいます。
22. 「等価メタル変更サービス」とは、会員の委託により、会員が本契約に基づき消費寄託により弊社に寄託している貴金属地金の全部または一部に代えて、当該貴金属地金と同種、同等、同量の貴金属地金の価格(ただし、弊社が別途定める手数料相当額を控除した金額)と等価の別の種類の貴金属地金を弊社に寄託することに變更することができるサービスをいいます。
23. 「寄託口座変更サービス」とは、会員が本契約に基づき、弊社に寄託している貴金属地金(弊社が別途定めるものに限ります。寄託口座変更サービスについて以下同じ)の全部または一部を、異なる寄託方法に変更する(具体的には、消費寄託による寄託から混蔵寄託による寄託へ、または混蔵寄託による寄託から消費寄託による寄託へ変更する)サービスをいいます。
24. 「お引渡し」とは、会員の現物引出しのご請求または本契約の中途解約等により、弊社が寄託を受けていた貴金属地金を会員に返還することをいいます。
25. 「個々の取引」とは、本契約に基づき、会員が弊社との間で行う「当日スポット購入」、「翌営業日価格スポット購入」、「積立購入」、「現物引出し」、「市場売却受託サービス」、「等価金貨返還サービス」、「等価メタル変更サービス」、または「寄託口座変更サービス」をいいます。
26. 「会員契約期間」とは、本契約の契約期間をいいます。
27. 「会員契約期間開始日」とは、各会員契約期間の始期日をいいます。
28. 「会員契約期間終了」とは、本契約が期末解約、中途解約または解除されることによって会員契約期間が終了することをいいます。
29. 「会員契約期間満了月」とは、各会員契約期間の最終月をいいます。
30. 「会員契約期間満了日」とは、各会員契約期間の最終日をいいます。
31. 「番号法」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)をいいます。
32. 「個人番号」とは、番号法第2条第5項に定義される個人番号をいいます。
33. 「法人番号」とは、番号法第2条第15項に定義される法人番号をいいます。
34. 「特定個人情報」とは、番号法第2条第8項に定義される特定個人情報をいいます。
35. 「特定個人情報ファイル」とは、番号法第2条第9項に定義される特定個人情報ファイルをいいます。
36. 「個人番号関係事務」とは、番号法第2条第11項に定義される個人番号関係事務をいいます。
37. 「支払調書」とは、所得税法第225条第1項第14号に基づき、弊社が税務署長に提出しなければならない金地金等の譲渡の対価の支払調書をいいます。

## 第2章 本約款について

### 第3条 (本約款の内容)

本約款は、主に次の事項を定めるものとします。

1. 本契約の締結の手続き等について (第4条に規定)。
2. 寄託の方法について (第5条に規定)。
3. 会員契約期間中の個々の取引について (第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条に規定)。
4. 年会費について (第9条に規定)。会員には、本約款の規定に従い、弊社に年会費をお支払いいただきます。
5. 保管料について (第10条に規定)。混蔵寄託により弊社に貴金属地金を寄託される会員には、本約款の規定に従い、弊社に保管料をお支払いいただきます。
6. 会員の個人情報等の取り扱いについて (第14条に規定)。
7. 会員のご本人確認について (第8条、第23条に規定)。
8. 契約の期末解約、中途解約、契約解除について (第26条、第27条、第28条に規定)。

### 第4条 (本契約の締結方法および契約の成立)

1. 本契約の締結を希望されるお客様には、次のいずれかの方法によりお申込みいただきます。お申込み後、弊社によるお申込み内容の確認および弊社の手続きが完了した時点で、弊社からお客様宛に申込確認書を交付いたします。なお、お申込みにあたっては、お申込み方法に関わらず、第8条に従い、お客様のご本人確認等をさせていただきます。
  - 1) 書面によるお申込み 申込書 (弊社が別途定める様式によるもの、以下同じ) に必要事項を記入し、ご署名ご捺印の上、その他必要書類とともに、弊社宛に特定記録郵便等にてご送付いただくか、または弊社直営店にご提出いただきます。なお、申込確認書は弊社より郵送いたします。
  - 2) 本サイトによるお申込み 本サイトから、必要事項をご入力いただきます。申込確認書は弊社から送付するメールに記載されたマイ・ゴールドパートナー会員番号とお客様が設定されたパスワードを使用し、マイ・ゴールドパートナーオンライントレード ([https://mgp.mmc.co.jp/mgp\\_web/](https://mgp.mmc.co.jp/mgp_web/)) にログイン後、「アカウント情報」の「申込確認書等ダウンロード」ページから会員様ご自身でダウンロードしていただきます。
2. 本契約の申込締切日 (以下「申込締切日」という) は、毎月5日 (書面によるお申込みについては、当日が休業日の場合は翌営業日) とし、前月の申込締切日翌日より当月の申込締切日までに弊社が受領した申込書または本サイトからのお申込みについて、当月申込みがあったものとして取り扱います。
3. 本契約は、弊社が本条第1項に定める申込確認書をお客様に発行した日 (以下「契約締結日」という) をもって、締結されたものとします。
4. 未成年のお客様には、申込書の親権者欄に親権者のご署名、ご捺印をいただくほか、弊社が別途定める親権者の公的証明書 (現住所等必要事項が明記されたもの、以下同じ) のコピー等を弊社宛にご送付いただくか、またはその原本を弊社直営店にご提出またはご提示いただきます (未成年のお客様は本サイトからのお申込みはできません)。なお、18歳未満の未成年の会員については、弊社が別途定める基準に基づき、個々の取引の一部に利用制限を設けさせていただきます。また、未成年のお客様については、弊社から、本契約の締結をお断りする場合があります。
5. 会員が本契約に基づき登録できる口座数は、お一人様につき1口座です。

### 第5条 (寄託の方法)

会員が貴金属地金を弊社にお預けになる方法は、以下の2通りあります。

1. 消費寄託  
会員が第15条、第16条もしくは第22条に基づき消費寄託により弊社

に貴金属地金を寄託する場合、第17条に基づき積立購入を行う場合、または第17条の2に基づきボーナス月プラス積立購入もしくは月間スポット積立購入を行う場合、当該貴金属地金の寄託方法は、消費寄託となります。この場合、第18条から第22条までに定める個々の取引が実施されるときまで、または第26条から第28条までの定めにより会員契約期間が終了するときは、会員が弊社に寄託する貴金属地金の所有権は弊社に帰属し、会員は弊社に対して同種、同等、同量の貴金属地金の返還請求権を有します。弊社は第18条、第26条または第27条の定めにより会員が現物引出しをご希望された場合、会員に対し、寄託された貴金属地金と同種、同等、同量のものをお引渡しします。なお、弊社は、消費寄託された当該貴金属地金の全部または一部を弊社が適切と判断する方法で運用させていただきます。

## 2. 混蔵寄託

会員が第15条、第16条または第22条に基づき、貴金属地金（弊社が別途定めるものに限ります。混蔵寄託について以下同じ）を混蔵寄託により寄託する場合、弊社は、当該貴金属地金を第18条、第19条または第22条に定める個々の取引が実施されるときまで、または第26条から第28条までの定めにより会員契約期間が終了するときは、善良な管理者の注意をもって弊社が別途定める場所にて保管・管理します。貴金属地金の保管の方法は専用の金庫における混蔵保管となり、貴金属地金の所有権は会員に帰属しますが、会員の貴金属地金を弊社がお預かりする際に、パー・サイズ、パー・ナンバー等を特定しません。会員が、混蔵寄託していた貴金属地金をお引出しされる場合は、同種、同等、同量の貴金属地金をお引渡しします。

## 第6条（会員による本契約の解除）

1. 会員は、弊社から第4条第1項に定める申込確認書を受領した日から起算して14日以内は、書面によりいつでも本契約を解除することができます。ただし、本条に基づく本契約の解除によって、本契約の解除の前に行った個々の取引を取り消すことはできません。
2. 本条による本契約の解除は、会員がその書面を発送したときにその効力を生じます。なお、本契約の解除により弊社が会員に対し損害賠償や違約金その他の費用の請求を行うことはありません。
3. 会員が前項に基づき、本契約を解除し、かつ、弊社が会員から書面による契約解除の通知を受取った時点において、会員が弊社に寄託する貴金属地金がある場合には、寄託した貴金属地金の返還に代えて、弊社は、当該貴金属地金と同種、同等、同量の貴金属地金を、会員からの書面による契約解除の通知が弊社に到着した日の翌営業日に弊社が別途定めるところにより市場で売却し、弊社からその売却代金額相当の金銭（ただし、弊社が別途定める手数料相当額を控除したもの）を、7営業日以内（買い上げた日を含めず）に会員がお届けされた金融機関口座へお振込みする方法により返還します。なお、貴金属地金の価格の変動により、お振込みする金額が、購入価格を下回る場合があります。
4. 前項の定めにかかわらず、市場で正常に取引ができない場合、または本条に基づく本契約の解除その他本約款に定める貴金属地金の市場売却受託サービスに関する多数のお申し出が短期間に集中した場合においては、返還する金銭のお振込みが遅延することがあります。

## 第6条の2（前条の場合以外のクーリングオフ等）

弊社は、前条に定める場合のほか、本約款に別段の定めのある場合を除き、本契約および個々の取引に関して、クーリングオフまたは返品に応じることはできません。

## 第7条（会員契約期間）

1. 新たに本契約が締結された場合、初年度の会員契約期間は、契約締結日から、契約締結日以後最初に到来する申込締切日から起算して13か月目の応当日を含む月の最終日までとなります。
2. 初年度の会員契約期間満了月20日（当日が休業日の場合はその翌営業日）までに本契約の継続を中止する旨の解約申込書（弊社が別途定める様式によるもの、以下同じ）を弊社が受領しない場合、

本契約は、次年度も継続されるものとし、以後も同様となります。次年度以降の会員契約期間は、前年度の会員契約期間満了日の翌日から起算して1年間とします。

## 第8条（本契約の締結にあたっての本人確認等）

本契約の締結にあたっては、取引の安全を図るために、関係法令その他に従いお客様のご本人確認等をさせていただきます。なお、ご本人確認にご協力いただけない場合は、本契約の締結をお断りします。

1. 弊社直営店でお申込みされる場合、ご本人確認のために弊社が別途定める公的証明書の原本をご提示またはご提出いただきます。なお、ご提示またはご提出いただいた公的証明書については、コピーをさせていただきます。
2. 郵送によりお申込みされる場合は、第4条に基づき、お客様が申込書をご送付いただく際に、併せて弊社が別途定める公的証明書のコピー等を特定記録郵便等にてご送付いただきます。弊社は、書類受領後、当該公的証明書に記載されたお客様の現住所宛に申込確認書等を転送不要郵便により返送することで、ご本人確認をさせていただきます。なお、ご送付いただいた公的証明書のコピー等については、返送いたしません。
3. 本サイトよりお申込みされる場合は、第4条に基づき、本サイトから必要事項をご入力いただく際に、併せて弊社が別途定める公的証明書の画像と本人容貌の画像をご登録いただきます。

## 第9条（年会費）

1. 会員には、弊社が別途定める年会費をお支払いいただきます。ただし、弊社の12月最終営業日において弊社が別途定めるマイ・ゴールドパートナーオンライントレード規程に定める残高報告書等郵送物の送付の停止を完了している会員については、翌1月以降最初に開始する会員契約期間にかかる年会費を無料といたします。年会費は、弊社のパンフレット、本サイト等で公表させていただきます。なお、年会費の改定が実施された場合、改定後の年会費は、その改定実施日を含む年度の会員契約期間ではなく、次年度の会員契約期間から適用されます。
2. お支払いいただいた年会費については、次項に定める場合を除き、中途解約、契約解除のいずれの場合においても、払い戻しはいたしません。
3. 初年度の会員契約期間にかかる年会費は、契約締結日以後最初に到来する申込締切日が属する月の翌月12日（当日が金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日）に会員にお届けいただいている金融機関口座より自動引落としさせていただきます。次年度以降の会員契約期間にかかる年会費については、新しい会員契約期間開始日が属する月の前月12日（当日が金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日）に会員にお届けいただいている金融機関口座より自動引落としさせていただきます。なお、年会費の自動引落とし後に、第1項に基づいて当該年会費が無料となった会員については、当該年会費の自動引落とし日が属する月の翌月の第7営業日以内に、お届けいただいている金融機関口座にお振込みすることにより、当該年会費を払い戻しいたします。

## 第10条（保管料）

1. 会員が混蔵寄託による寄託を行うにあたっては、会員契約期間中の保管料を2回に分割しお支払いいただきます（以下、会員契約期間中において、1回目にお支払いいただく保管料を「第1回目保管料」、2回目にお支払いいただく保管料を「第2回目保管料」という）。初年度の会員契約期間にかかる第1回目保管料は、契約締結日以後最初に到来する申込締切日が属する月の翌月から発生し、同月以降6か月間（本条において、保管料算出の対象となるかかる期間を「計算対象期間」といい、計算対象期間の最終月を「計算対象期間最終月」といいます）の各月末の貴金属地金残高に、当該各月最終営業日の最終店頭小売価格を乗じて算出する金額の平均値に対し、弊社が別途定める年間料率を乗じた金額の半額（小数点以下切捨て）とします。第2回目保管料は第1回目保管料の計算対象期間最終月翌

月から発生し、同月以降6か月間を計算対象期間とし、第1回目保管料と同様の計算方法で算出した金額とします。次年度以降の会員契約期間にかかる保管料は、前年度の会員契約期間にかかる第2回目保管料の計算対象期間最終月翌月から6か月間を第1回目保管料の計算対象期間とし、初年度の会員契約期間にかかる保管料と同様の計算方法で算出した金額とします。

2. 保管料は、第1回目保管料および第2回目保管料それぞれの計算対象期間最終月翌々月の12日（当日が金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日）に、会員にお届けいただいている金融機関口座より自動引落としさせていただきます。
3. 本条第1項の保管料算出にかかる年間料率は、弊社のパンフレット、本サイト等で公表させていただきます。なお、年間料率の諸条件を改定する場合、改定後の条件を予め弊社のパンフレット、本サイト等で公表のうえ、改定実施日以降に開始する計算対象期間から、改定後の条件を適用させていただきます。

#### 第11条（会員継続ボーナス）

1. 会員が、会員契約期間開始日から会員契約期間満了日まで会員資格を保持されている場合には、会員契約期間満了日を迎える毎に、弊社と会員との間の貴金属地金の購入取引に基づき会員が弊社から購入した貴金属地金の重量を基準として、弊社が別途定める方法および料率にて算出した重量の貴金属地金を、会員継続ボーナスとして、会員契約期間満了日をもって付与します。ただし、会員継続ボーナスは、弊社が別途定める方法および料率にて算出するものであり、弊社は、特定の月からその方法および料率を変更すること、または会員継続ボーナス自体を中断・中止することができるものとします。その場合には、変更または中断・中止する月の前月末までに、本サイト等にてお知らせします。
2. 以下の各号に該当する場合、会員は前項の適用を受けることはできません。
  - 1) 会員契約期間満了日以前に、第27条により、中途解約される時。
  - 2) 会員契約期間満了日以前に、第28条により、契約解除となる時。
  - 3) 会員契約期間満了日において、会員資格が停止されている時。

#### 第12条（会員資格）

1. 本契約が有効に成立したお客様は、会員として登録され、会員契約期間中、弊社と個々の取引を行うことができます。また、第13条に基づいて同条第1項に定める残高報告書の送付を受けることができるほか、その他弊社が別途定める特典（ただし、弊社は、弊社の判断により、特典を中止・廃止することができるものとします）を享受することができます。
2. 会員は、会員契約期間終了の日をもって会員資格を喪失するものとします。
3. 弊社が、会員にお届けいただいている金融機関口座から、年会費または保管料を自動引落としてできなかった場合は、弊社は会員資格を停止することができるものとします。ただし、第28条に基づく契約解除を妨げるものではありません。
4. 会員が本契約または本約款の規定のいずれかに違反された場合は、弊社はその会員資格を停止することができるものとします。ただし、第28条に基づく契約解除を妨げるものではありません。
5. 会員資格の停止中は、会員資格停止前に寄託された貴金属地金のお預かりは継続しますが、個々の取引を行うことはできません。また、会員資格停止中も年会費および保管料はお支払いいただきますが、寄託された貴金属地金に関する一切の特典を享受することはできません。

#### 第13条（残高報告書）

1. 弊社は、会員に対して、12月31日時点における寄託残高を記した残高報告書を原則翌年1月に送付します。
2. 前項にかかわらず、弊社が別途定めるマイ・ゴールドパートナーオンライントレード規程に基づいて、弊社の12月最終営業日において残高報告書等郵送物の送付を停止している会員に対しては、

残高報告書の送付を行いません。

## 第14条（会員情報の管理）

本契約のお申込みにあたっては、お客様のお名前、現住所、電話番号、生年月日、引落金融機関口座、電子メールアドレス等をお知らせいただきます。また、本契約の締結後、弊社は、会員が購入された貴金属地金についての情報を管理します。

これらの情報を取り扱うにあたっては、以下の各項に定める事項に配慮し、実行します。ただし、第24条に定める個人番号および法人番号については、同条に従って利用・管理するものとし、以下の各項は適用しません。

### 1. 情報の利用

弊社は、お知らせいただいた会員の情報を以下の各号に定める目的以外に利用することはありません。

- 1) 会員であるかどうかのご確認。
- 2) 郵便物等の送付または送信や弊社が保管する貴金属地金のお引渡し。  
郵便物等には次が挙げられます。
  - ① 貴金属市場等に関するお知らせ
  - ② マイ・ゴールドパートナーに関する申込確認書、その他本契約のお申込みにあたっての関連書類、個々の取引の確認書等の書類、弊社が保管する貴金属地金の残高報告書、会員のご登録内容に係わる書類（変更依頼書等）
  - ③ 弊社で取り扱う商品のご案内および新商品・新規事業・新店舗開店等のお知らせやご案内ならびに弊社の主催、後援または協賛する企業のイベントおよびセミナー等の催し物のご案内（カタログ、DM および電子メールによる送信を含む）
  - ④ 約款等契約条件変更に関するお知らせ
  - ⑤ その他粗品の送付等、会員に事前にご了解いただいたもの
- 3) 積立購入代金、積立購入手数料、年会費、保管料、寄託口座変更手数料等の自動引落とし。
- 4) 個人が特定されない統計資料の作成、および当該統計資料に係るアンケート・調査の実施（電子メールによる実施を含む）。
- 5) その他、マイ・ゴールドパートナーにかかる業務を遂行するために合理的であると弊社が判断する場合。

### 2. 情報の開示

弊社は、前項の利用目的のために用いる場合、会員に事前に同意を得た場合、法令により開示が必要と判断される場合、または会員もしくは公共の利益のために必要であると考えられる場合を除き、会員の情報を外部に提供することはありません。

### 3. 情報の管理方法

弊社は、会員の情報について厳重に管理し、外部からの不正アクセスを防ぎ、データの流出が起こらないように万全を尽くします。

### 4. 本サイトからの個人情報の収集

- 1) 本サイトでは、Cookie を使用している場合があります。Cookie とは、お客様のパソコンと本サイトとの間でやり取りする小さな情報ファイルのことをいいます。これは、お客様が当社の開設している本サイトを再訪問されたときに役立つ情報を認識し、本サイトで最適な状態で利用していただく目的のみに使用します。Cookie の使用を希望されない場合は、お客様のブラウザの設定で Cookie の使用を中止することができます。その場合、一部のサービスがご利用できなくなる場合がございます。
- 2) 本サイトでは、ウェブビーコンを使用している場合があります。ウェブビーコンとは、Cookie を利用しお客様のパソコンからのアクセス状況を把握して、特定のウェブページの使用率等に関する統計を取ることができる技術のことをいいます。当社では製品やサポートサービスをよりよいものに改善することを主な目的として使用しています。ウェブビーコンによって当社がお客様の個人情報を収集することはありませんが、お客様のブラウザの設定で Cookie の受取りを制限することにより、ウェブビーコンを拒否することができます。

### 第3章 個々の取引について

#### 第15条 (当日スポット購入)

1. 会員は、弊社直営店、電話または弊社が別途定める方法で、当日スポット購入をお申込みいただくことにより、お申込み日の翌営業日に弊社に寄託するための貴金属地金を弊社より購入し、当該貴金属地金を消費寄託または混蔵寄託により、弊社に寄託することができます。購入のお申込みは、弊社がそのお申込みを承諾した時点で取引成約となります。貴金属地金の購入価格は、取引成約時点の弊社発表の小売価格となります。ただし、会員が第26条に定める期末解約、第27条に定める中途解約を申込みされた場合は、会員契約期間終了の月の20日以降の当日スポット購入の受付はいたしません。
2. 貴金属地金の購入単位及び重量の上限は、弊社が別途定めるものとします。
3. 購入代金のお支払い方法は、弊社直営店にて現金(税込合計100万円以内に限る)でお支払いいただくか、または弊社が別途定める金融機関口座にお振込みいただきます(振込手続きにかかる費用は会員のご負担となります)。
  - 1) 弊社直営店で代金をお支払いいただいた場合、その場で購入内容が記載された取引確認書をお渡しします。
  - 2) お振込みの場合、お客様には弊社が指定する日時までに、代金を弊社が別途定める金融機関口座にお振込みいただきます。弊社にて入金確認後(金融機関が発行する振込明細書の提示では代替不可)、購入内容が記載された取引確認書を送付します。弊社が指定する日時までに購入代金の入金が確認できない場合は、弊社は当該取引にかかる契約を解除することができます。

#### 第16条 (翌営業日価格スポット購入)

1. 会員は、弊社直営店、電話または弊社が別途定める方法で、翌営業日価格スポット購入をお申込みいただくことにより、お申込み日の翌営業日(ただし、本条第5項第1号の場合には翌々営業日)に弊社に寄託するための貴金属地金を弊社より購入し、当該貴金属地金を消費寄託または混蔵寄託により、弊社に寄託することができます。購入のお申込みは、弊社がそのお申込みを承諾した時点で取引成約となります。貴金属地金の購入価格は、取引成約日の翌営業日の弊社発表の小売価格(以下「翌営業日価格」という)となります。ただし、会員が第26条に定める期末解約、第27条に定める中途解約を申込みされた場合は、会員契約期間終了の月の20日以降の翌営業日価格スポット購入の受付はいたしません。
2. 貴金属地金の購入単位及び重量の下限は、弊社が別途定めるものとします。
3. 購入代金のお支払い方法は、取引成約時点の弊社発表の小売価格(以下本条において「仮価格」という)を、弊社が別途定める金融機関口座に、取引成約日にお振込みいただきます(振込手続きにかかる費用は会員のご負担となります)。
4. 取引成約日の16時までに仮価格の入金が確認できない場合は(金融機関が発行する振込明細書の提示では代替不可)、当該取引にかかる契約は解除となります。
5. 翌営業日価格が決定した後は、次のとおりとなります。
  - 1) 仮価格が翌営業日価格未満である場合  
仮価格が翌営業日価格に不足する分の金額(以下本条において「不足額」という)を、弊社が別途定める金融機関口座に、取引成約日の翌営業日正午までにお振込みいただきます(振込手続きにかかる費用は会員のご負担となります)。弊社が不足額全額の入金確認を行った日の次の営業日に(金融機関が発行する振込明細書の提示では代替不可)、弊社から、購入内容が記載された取引確認書を送付します。取引成約日の翌営業日の16時までに不足額の入金が確認できない場合は(金融機関が発行する振込明細書の提示では代替不可)、弊社は当該取引にかかる契約を解除することができます。



- 2) 仮価格が翌営業日価格以上である場合  
仮価格が翌営業日価格を超過した分の金額（ただし、振込手続きにかかる費用を控除したもの）は、弊社から会員へ返金します。取引成約日の翌営業日に、弊社から、購入内容が記載された取引確認書を送付します。
6. 前項第1号に基づき弊社が契約を解除した場合、弊社は、お振込みいただいた仮価格（ただし、振込手続きにかかる費用を控除したもの）を会員へ返金します。

#### 第17条（積立購入）

1. 会員は、会員契約期間中に、弊社直営店または弊社が別途定める方法で、積立購入をお申込みいただくことにより、本条第3項に定める積立購入期間の始期日より会員の積立購入代金に応じて、毎積立購入日に一定額ずつ、当日の弊社発表店頭小売価格（弊社受付時間中の初回発表価格）にて貴金属地金を弊社より購入し、購入された貴金属地金を消費寄託により、弊社に寄託することができます。
2. 申込締切日は、毎月5日とし、前月の申込締切日翌日より当月の申込締切日までに弊社がお申込みを承諾し、取引成約となった分について、当月申込みがあったものとして取り扱います。
3. 初年度の積立購入期間とは、前項に定める申込締切日の属する月の翌々月の第1積立購入日を始期日として、その始期日より会員契約期間満了日（当日が休業日の場合はその前営業日（以下「最終積立購入日」という））までの期間とします。次年度以降の積立購入期間とは前年度の会員契約期間満了日の翌積立購入日を始期日として、その始期日の属する月を起算月とし、12か月目の最終積立購入日にて終了する期間とします。
4. 会員から最終積立購入日が属する月の20日（当日が休業日の場合はその翌営業日）までに積立購入の継続を中止する旨の申込書を弊社が受理しない場合、積立購入は次年度も自動的に継続して行われるものとし、以後同様とします。
5. 毎積立購入日の購入金額は、1か月当たりの積立購入代金を各月の積立購入日数で割った金額とし、端数は第1積立購入日で調整します。
6. 積立購入における購入重量は、グラム単位の小数点以下第5位までとし、小数点以下第6位を切り上げます。
7. 積立購入代金は、弊社が別途定める金額単位のうち会員が設定した金額とします。
8. 積立購入代金のほか、会員には、弊社が別途定める積立購入手数料をお支払いいただきます。
9. 毎月の積立購入代金および積立購入手数料は、前月12日（当日が金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日）に、会員にお届けいただいている金融機関口座より自動引落としさせていただきます。
10. 会員が積立購入金額の変更を希望される場合は、弊社直営店または弊社が別途定める方法で、お申込みください。なお、申込締切日は毎月5日とし、申込締切日までに弊社がお申込みを受け、取引成約となった分について、前項に定める引落とし金額は当該申込締切日が属する月の翌月より、積立購入は同翌々月より、それぞれ変更します。

#### 第17条の2（ボーナス月プラス積立購入および月間スポット積立購入）

1. 会員は、積立購入期間中に、弊社直営店または弊社が別途定める方法で、ボーナス月プラス積立購入をお申込みいただくことにより、積立購入のほかに年2回までの会員の指定月（各指定月を本条において以下「ボーナス月各月」という）にボーナス月プラス積立購入ができるものとします。加算積立購入代金は、ボーナス月各月において弊社が別途定める単位で上積みした金額とし、かつ、当該加算積立購入代金に該当する積立購入手数料は、無料とします。加算積立購入代金はボーナス月各月の前月に前条第9項に準じて自動引落としさせていただきます。申込締切日その他購入方法等については、前条に定めるところと同様となります。
2. 会員は、会員契約期間中において積立購入のほかに、電話または弊社

が別途定める方法で、月間スポット積立購入をお申込みいただくことにより、会員の希望する特定の月にスポットで積立購入ができるものとします。なお、月間スポット積立購入のご利用を希望される場合には、購入希望月の前月20日までにお申込みいただく必要があります。弊社がそのお申込みを承諾した時点で取引成約となり、取引成約後はお取消しできません。月間スポット積立購入をご利用される場合の購入金額は、弊社が別途定める単位の金額とし、積立購入手数料は、無料とします。なお、弊社は、市場における貴金属価格動向、取引状況等を勘案し、お取引量を制限させていただく場合がございます。本取引による購入代金は、お申込み日の翌営業日正午までに、弊社が別途定める金融機関口座にお振込みいただきます。

## 第18条（現物引出し）

1. 会員は、弊社直営店、電話または弊社が別途定める方法で、現物引出しをお申込みいただくことにより、弊社に寄託する貴金属地金のうち、お引出しのお申込みを承諾した前営業日までの個々の取引に必要な料金のお支払いを含むすべての手続きが完了している貴金属地金について、本条第4項、第5項および第6項に定める組合せによりお引出しすることができます。なお、弊社直営店にて現物引出しを行う場合、お引出しの対象となる貴金属地金は金地金に限定させていただきます。
2. 弊社直営店にて現物引出しを行う場合には、金地金のお引出し希望重量が会員より寄託を受けている重量の内数であることを弊社が確認し、お申込みを承諾した時点で取引成約となります。また、弊社が別途定める引出し手数料が発生する場合は、当該引出し手数料をお支払いいただいた後、金地金をお引渡しします。会員のお引出し希望重量が、来店された弊社直営店において保管している重量を上回る場合、弊社は本条第3項に準じて金地金を送付することにより、お引渡しします。ただし、この場合の送料、保険料は弊社が負担します。また、多数の会員からの現物引出しのお申込みが短期間に集中した場合等には、お引渡しの実行が遅延することがあります。なお、弊社が別途定める引出し手数料が発生する場合の当該引出し手数料のお支払いについては、送付した金地金受取時の代金引換とさせていただきます。
3. 電話または弊社が別途定める方法にて現物引出しのお申込みを行う場合には、お引出し希望重量が会員より寄託を受けている重量の内数であることを弊社が確認し、お申込みを承諾した時点で取引成約となります。取引成約後、金地金は取引成約日から7営業日以内（取引成約日は含めず）に、プラチナ地金および銀地金は都度弊社がご提示する期限までに、会員のご登録住所宛に郵送またはその他の方法にてお引渡しします。ただし、多数の会員からの現物引出しのお申込みが短期間に集中した場合等には、お引渡しの実行が遅延することがあります。また、送料、保険料および引出し手数料等は会員のご負担となります。送料、保険料および引出し手数料等は、代金引換サービス等、弊社が別途定める方法にてお支払いいただきます。
4. 現物引出し可能な金地金は、1kg、500g、100g、20g、10g、5gの6種類あります。弊社が会員にお引渡しする金地金は、この6種類の中から、大きい順のインゴットの組合せとなりますが、100g以下の金地金のお引出しの場合は、弊社が別途定める引出し手数料をお支払いいただきます。会員にお引渡しする金地金は、弊社にて製錬された三菱ブランドの刻印のあるインゴットを原則としますが、何らかの事由により弊社品でのお引渡しが困難となった場合には、弊社品と同等の市場価値を有する、ロンドン貴金属市場協会（LBMA）または大阪取引所に登録されたブランドの金地金で、お引渡しすることがあります。
5. 現物引出し可能なプラチナ地金は、1kg、500g、100g、10g、5gの5種類あります。弊社が会員にお引渡しするプラチナ地金は、この5種類の中から、大きい順のインゴットの組合せとなりますが、100g以下のプラチナ地金のお引出しの場合は、弊社が別途定める引出し手数料をお支払いいただきます。会員にお引渡しするプラチナ地金は、ロンドンプラチナ&パラジウム市場（LPPM）また

は大阪取引所に登録されたブランドのプラチナ地金とします。

6. 現物引出し可能な銀地金は、1kg、100gの2種類あります。弊社が会員にお引渡しする銀地金は、この2種類の中から、大きい順のインゴットの組合せとなり、弊社が別途定める引出し手数料をお支払いいただきます。会員にお引渡しする銀地金は、ロンドン貴金属市場協会（LBMA）または大阪取引所に登録されたブランドの銀地金とします。
7. 弊社に寄託する貴金属地金の全量について現物引出しのお申込みを行う場合であって、5g未滿の金地金、5g未滿のプラチナ地金、100g未滿の銀地金が生じる場合、これらの貴金属地金については、別途市場売却受託サービスのお申込みがあるまで、引き続き弊社がお預かりします。
8. 弊社が貴金属地金をお引渡しした後において生じた盗難、滅失、毀損等による損害、その他の危険について、弊社は一切その責任を負いません。
9. 本条第3項により貴金属地金を送付したにもかかわらず、会員によるお受取りがない場合は、当該貴金属地金は運送業者により弊社へ返送されます。この場合、弊社で当該貴金属地金を保管し、当該会員のお申し出があり次第、再度宅配便等により、当該貴金属地金を送付します（返送および再配送の送料ならびに保険料等の諸費用は会員のご負担となります）。

#### 第19条（市場売却受託サービス）

1. 会員は、弊社直営店、電話または弊社が別途定める方法で、市場売却受託サービスをお申込みいただくことにより、弊社に寄託する貴金属地金のうち、市場売却受託サービスのお申込みを承諾した前営業日までの個々の取引に必要な料金のお支払いを含むすべての手続きが完了している貴金属地金の全部又は一部について、当該貴金属地金の返還に代えて、当該貴金属地金と同種、同等、同量の貴金属地金を弊社が別途定めるところにより市場で売却し、その売却代金額相当の金銭（ただし、弊社が別途定める手数料相当額を控除したもの）の返還を受けることができます。
2. 市場売却受託サービスの場合における返還の単位については弊社にて別途定めるものとします。
3. 弊社直営店にて市場売却受託サービスを行う場合には、返還を希望する貴金属地金の重量が会員より寄託を受けている当該貴金属地金の重量の内数であることを弊社が確認し、お申込みを承諾した時点で取引成約となります。取引成約後、会員のご希望に従い、返還する金銭を現金でお渡しするか（ただし、店頭で授受される現金の金額が100万円以下の場合に限ります）、サービス受付完了日から7営業日以内（取引成約日は含めず）に、お届けいただいている金融機関口座にお振込みします。ただし、市場売却受託サービスのお申し出が短期間に集中した場合等には、返還する金銭のお振込みの処理が遅延することがあります。また、お申込みの当日、事情により、弊社直営店に現金が不足している場合には、お振込みでの返還となります。
4. 電話または弊社が別途定める方法にて市場売却受託サービスをお申込みの場合は、返還を希望する貴金属地金の重量が会員より寄託を受けている当該貴金属地金の重量の内数であることを弊社が確認し、お申込みを承諾した時点で取引成約となり、返還する金銭は前項に準じてお振込みします。
5. 弊社直営店にて現金での市場売却受託サービスをご希望されるお客様に対しては、その用途をお尋ねさせていただきます。また、法人のお客様がご希望の際にはLBMA 質問書その他弊社が必要と認める質問にご回答いただきます。

#### 第20条（等価金貨返還サービス）

1. 会員は、弊社直営店、電話または弊社が別途定める方法で、等価金貨返還サービスをお申込みいただくことにより、消費寄託により弊社が寄託を受ける貴金属地金のうち、お申込みを承諾した時点までに個々の取引に必要な料金のお支払いを含むすべての手続

きが完了している貴金属地金の全部または一部の返還に代えて、弊社が受付けた時点の弊社が別途指定する価格により換算した、当該貴金属地金価格（ただし、弊社が別途定める手数料相当額を控除した金額）に相当する価格の金貨（弊社が別途定めるもの）での返還を受けることができます。

2. 等価金貨返還サービスの受付方法ならびに当該サービスの対象となる金貨の種類等は、弊社が別途定めるものとします。
3. 等価金貨返還サービスをお申込みの場合は、返還を希望する貴金属地金の重量が会員より寄託を受けている当該貴金属地金の重量の内数であることを弊社が確認し、お申込みを承諾した時点でサービス受付完了となります。
4. 電話または弊社が別途定める方法にて等価金貨返還サービスのお申込みを行う場合は、サービス受付完了日から7営業日以内（サービス受付完了日は含めず）に、金貨を会員のご登録住所宛に郵送またはその他の方法にてお引渡しします。ただし、多数の会員からの等価金貨返還サービスのお申込みが短期間に集中した場合等には、お引渡しの実行が遅延することがあります。また、送料等は会員のご負担となります。送料等は、会員が、前条に基づき、弊社に寄託する貴金属地金の一部に代えて弊社から返還を受けた金銭にて充当する等、弊社が別途定める方法にてお支払いいただきます。

## 第 21 条（等価メタル変更サービス）

1. 会員は、弊社直営店、電話または弊社が別途定める方法で、等価メタル変更サービスをお申込みいただくことにより、本契約に基づき、消費寄託により弊社が寄託を受ける貴金属地金のうち、お申込みを承諾した時点までに個々の取引に必要な料金のお支払いを含むすべての手続きが完了している貴金属地金の全部または一部に代えて、弊社が受付けた時点の弊社が別途指定する価格により換算した、当該貴金属地金価格（ただし、弊社が別途定める手数料相当額を控除した金額）に相当する別の種類の貴金属地金を弊社に消費寄託により寄託することに変更することができます。
2. 等価メタル変更サービスをお申込みの場合は、変更を希望する貴金属地金の重量が会員より寄託を受けている当該貴金属地金の重量の内数であることを弊社が確認し、お申込みを承諾した時点でサービス受付完了となります。

## 第 22 条（寄託口座変更サービス）

1. 会員は、弊社直営店、電話または弊社が別途定める方法で、寄託口座変更サービスをお申込みいただくことにより、本契約に基づき、弊社が寄託を受けている貴金属地金のうち、お申込みを承諾した前営業日までの個々の取引に必要な料金のお支払いを含むすべての手続きが完了している貴金属地金の全部または一部を、同種類の貴金属地金で異なる寄託方法に変更することができます。
2. 寄託口座変更サービスの受付方法および当該サービスにかかる手数料等は、弊社のパンフレット、本サイト等で公表させていただきます。
3. 申込締切日は毎月5日とし、申込締切日までに弊社がお申込みを受付け、取引成約となった分について、申込締切日の属する月の20日（当日が休業日の場合は翌営業日）に本条第4項の方法により寄託方法を変更します。ただし、寄託方法の変更実施日に会員の貴金属寄託残高がお申込みを受付けた重量に満たない場合、当該お申込みについては無効とさせていただきます。
4. 寄託方法の変更は、それぞれ以下の各号に定める方法により行われるものとします。
  - 1) 消費寄託から混蔵寄託への変更  
弊社から会員にお申込みのあった貴金属地金と同種、同等、同量のものの所有権を移転した上で、弊社が第5条第2項に定める専用の金庫に当該貴金属地金を保管する方法により行われるものとします。
  - 2) 混蔵寄託から消費寄託への変更  
会員から弊社にお申込みのあった貴金属地金と同種、同等、

同量のものの所有権が移転し、会員が弊社に対してそれと同種、同等、同量の貴金属地金の返還請求権を取得する方法により行われるものとします。

### 第 23 条 (個々の取引およびサービス申込みの本人確認等)

1. 本契約に基づき、個々の取引をされる場合、サービスの申込みをされる場合、またはご契約内容のご確認もしくはご変更をされるにあたっては、本条または弊社が別途定める方法により会員のご本人確認等をさせていただきます。弊社は、ご本人確認等ができないと判断した場合、個々の取引およびサービスのお申込みの受付はいたしません。
2. 電話にてお取引およびサービスの申込みをされる場合は、会員番号、お名前、現住所、電話番号、生年月日等を確認させていただきます。
3. 金地金（金貨を除く）・プラチナ地金（プラチナ地金については現物引出しされたものに限る）の現物に代えて等価の金銭で返還を受ける場合については、市場売却受託サービスの申込みの都度ご本人確認書類のコピー等をご提出いただき、弊社にて保存させていただきます。ただし、店頭で市場売却受託サービスの申込みをされる場合は、弊社が別途定める公的証明書の原本を申込みの都度ご提示いただき、ご本人確認をさせていただいた後、コピーをしたうえで保存させていただきます。
4. 弊社は、前各項のほか、本契約に基づき個々の取引およびサービスの申込みをされるにあたって、関係法令その他に従い本人確認の必要があるときは、必要事項等の確認をさせていただきます。
5. 貴金属地金は相場商品ですので、個々の取引およびサービス申込みについて、取引成約又はサービス受付完了後はお取消しができません。なお、弊社は、市場で正常に取引ができない場合、個々の取引およびサービスの受付を停止することがあります。

### 第 24 条 (個人番号または法人番号)

1. 個人番号または法人番号の提供  
平成 28 年 1 月 1 日以降に会員が、第 19 条から第 21 条および第 25 条から第 29 条に基づき、一度のサービス申込みで 200 万円を超える金地金またはプラチナ地金について、等価の金銭もしくは金貨での返還を受け、又は、別の種類の貴金属地金に変更される場合、本条第 3 項に定める目的のために、番号法、所得税法およびその関連法令の定めに従って会員のお名前、現住所および個人番号または法人番号を弊社が別途定める方法によりご提供いただきます。
2. 個人番号または法人番号の変更  
前項により、会員から弊社にご提供いただいた個人番号または法人番号が変更された後に、会員が再度 200 万円を超える金地金またはプラチナ地金について、等価の金銭もしくは金貨での返還を受け、又は、別の種類の貴金属地金に変更される場合、変更後の個人番号または法人番号を前項に定める方法でご提供いただきます。
3. 個人番号の利用目的  
弊社は、会員よりご提供いただいた個人番号を第 2 条第 37 項に定める支払調書の作成事務以外の目的には利用しません。
4. 特定個人情報ファイルの作成・保管  
弊社は、会員よりご提供いただいた特定個人情報から特定個人情報ファイルを作成し、会員が再度 200 万円を超える金地金またはプラチナ地金について、等価の金銭もしくは金貨での返還を受け、又は、別の種類の貴金属地金に変更された際の支払調書作成事務のため保管します。
5. 個人番号の管理  
弊社は、会員の個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止、その他の個人番号および特定個人情報の適切な管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。
6. 個人番号および特定個人情報の廃棄  
弊社は、本契約が期末解約、中途解約または解除され会員契約期間が終了した会員の個人番号および特定個人情報について、所得税法施行規則に定める保存期間経過後、速やかに削除または廃棄します。

## 第 25 条 (オンライントレード)

第 15 条から第 23 条までに定める個々の取引およびサービス(ただし、第 16 条に定める翌営業日価格スポット購入は除く)について、会員がパーソナルコンピューター等の端末機からインターネットを通じて弊社が別途定めるホームページにアクセスした上でご利用される電子的取引については、弊社が別途定めるマイ・ゴールドパートナーオンライントレード規程に基づいて、行われるものとします。

## 第 4 章 その他

### 第 26 条 (期末解約)

1. 会員より、会員契約期間満了月の 20 日(当日が休業日の場合はその翌営業日)までに、本契約の継続を中止する旨の解約申込書を弊社が受理した場合は、本契約は会員契約期間満了日に終了します。
2. 前項により、会員が解約申込書で現物引出しをご希望された場合には、弊社は、会員契約期間満了月の翌月上旬に、会員から寄託を受けていた貴金属地金の全量(第 18 条に定める現物引出し可能貴金属地金の最低重量未滿を除く)を、第 18 条に準じて会員にお引渡しします。お引渡しできない貴金属地金がある場合には、当該貴金属地金の返還に代えて、弊社は、当該貴金属地金と同種、同等、同量の貴金属地金を、会員契約期間満了日の翌営業日に弊社が別途定めるところにより市場で売却し、弊社からその売却代金額相当の金銭(ただし、弊社が別途定める手数料相当額を控除したもの)を、会員契約期間満了月翌月の第 7 営業日までにお届けいただいている金融機関口座にお振込みする方法により返還します。
3. 前項の規定により、貴金属地金を送付したにもかかわらず、14 日以内に会員によるお受取りがない場合、弊社は、会員に通知することなく当該貴金属地金を消費寄託または混蔵寄託のうち弊社が決定するいずれかの方法でお預りすることができるものとします。この場合、会員継続ボーナスも含め当該貴金属地金に関する一切の特典は発生しないものとします。
4. 前項により、貴金属地金をお預かりしたにもかかわらず、その後 14 日以内に会員によるお受取りがない場合、弊社は、当該貴金属地金の返還に代えて、弊社が別途定める日に当該貴金属地金と同種、同等、同量の貴金属地金を弊社が別途定めるところにより市場で売却し、弊社からその売却代金額相当の金銭(ただし、弊社が別途定める手数料相当額を控除したもの)を、会員の未払い代金および市場売却受託に要する全ての費用と相殺の上、本条第 2 項に準じてお振込みする方法により返還します。
5. 本条第 1 項により、会員が解約申込書で金銭での返還をご希望された場合には、弊社は会員から寄託を受ける貴金属地金の全量に代えて等価の金銭を返還します。この場合、弊社は当該貴金属地金の全量の返還に代えて会員契約期間満了日の翌営業日に当該貴金属地金と同種、同等、同量の貴金属地金を弊社が別途定めるところにより市場で売却し、弊社からその売却代金額相当の金銭(ただし、弊社が別途定める手数料相当額を控除したもの)を本条第 2 項に準じてお振込みする方法により返還します。
6. 会員より本条第 1 項に基づくお申し出がなされたにもかかわらず、会員契約期間満了月の 12 日(当日が金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日)に年会費、積立購入代金および積立購入手数料等が自動引落としされた場合には、本条第 2 項に準じてご返金します。
7. 本条第 1 項に基づくお申し出をされた会員のうち、第 10 条に定める保管料が発生している会員に関しては、会員契約期間満了月翌月の 12 日(当日が金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日)に、当該保管料を会員にお届けいただいている金融機関口座より自動引落としさせていただきます。
8. 市場で正常に取引ができない場合、または弊社に対する貴金属地金のお引渡しもしくは市場売却受託サービスのお申し出が短期間に多数集中した場合等においては、当該貴金属地金のお引渡しもしくは返還する金銭のお振込みが遅延することがあります。

## 第 27 条 (中途解約)

1. 会員契約期間中であっても、会員より、毎月 20 日（当日が休業日の場合はその翌営業日）までに、中途解約する旨の解約申込書を弊社が受理した場合は、本契約は、解約申込書を弊社が受理した日が属する月の最終日に終了します。
2. 前項により、会員が解約申込書で現物引出しをご希望された場合には、弊社は、弊社が会員から寄託を受ける貴金属地金の全量（第 18 条に定める現物引出し可能貴金属地金の最低重量未満を除く）を、第 18 条に準じて会員にお引渡しします。お引渡しできない貴金属地金がある場合には、当該貴金属地金の返還に代えて、弊社は、当該貴金属地金と同種、同等、同量の貴金属地金を、会員契約期間終了の日の翌営業日に弊社が別途定めるところにより市場で売却し、弊社からその売却代金額相当の金銭（ただし、弊社が別途定める手数料相当額を控除したもの）を会員契約期間終了の月翌月の第 7 営業日以内にお届けいただいている金融機関口座にお振込みする方法により返還します。
3. 前項の規定により、貴金属地金を送付したにもかかわらず、14 日以内に会員によるお受取りがない場合、弊社は、会員に通知することなく当該貴金属地金を消費寄託または混蔵寄託のうち弊社が決定するいずれかの方法でお預りすることができるものとします。この場合、その後の会員継続ボーナスも含め当該貴金属地金に関する一切の特典は発生しないものとします。
4. 前項の規定により、貴金属地金をお預かりしたにもかかわらず、その後 14 日以内に会員によるお受取りがない場合、弊社は、当該貴金属地金の返還に代えて、弊社が別途定める日に、当該貴金属地金と同種、同等、同量の貴金属地金を弊社が別途定めるところにより市場で売却し、弊社からその売却代金額相当の金銭（ただし、弊社が別途定める手数料相当額を控除したもの）を、会員の未払い代金および市場売却受託に要する全ての費用と相殺の上、本条第 2 項に準じてお振込みする方法により返還します。
5. 本条第 1 項により、会員が解約申込書で金銭での返還をご希望された場合には、弊社は会員から寄託を受ける貴金属地金の全量の返還に代えて、会員契約期間終了の日の翌営業日に、当該貴金属地金と同種、同等、同量の貴金属地金を弊社が別途定めるところにより市場で売却し、弊社からその売却代金額相当の金銭（ただし、弊社が別途定める手数料相当額を控除したもの）を本条第 2 項に準じてお振込みする方法により返還します。
6. 会員より本条第 1 項に基づくお申し出がなされたにもかかわらず、会員契約期間終了の日が属する月の 12 日（当日が金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日）に積立購入代金および積立購入手数料等が自動引落としされた場合には、本条第 2 項に準じてご返金します。
7. 本条第 1 項に基づくお申し出をされた会員のうち、第 10 条に定める保管料が発生している会員に関しては、会員契約期間終了の日が属する月翌月の 12 日（当日が金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日）に、当該保管料を会員にお届けいただいている金融機関口座より自動引落としさせていただきます。なお、保管料については、弊社が別途定める方法により月割精算させていただきます。
8. 会員が中途解約される場合、未払いの年会費、またはその他の未払い代金に関する請求を除き、弊社が会員に対し損害賠償、違約金、またはその他の費用の請求を行うことはありません。
9. 市場で正常に取引ができない場合、または弊社に対する貴金属地金のお引渡しもしくは市場売却受託サービスのお申し出が短期間に多数集中した場合等においては、当該貴金属地金のお引渡しもしくは返還する金銭のお振込みが遅延することがあります。

## 第 28 条 (弊社による本契約の解除)

1. 会員が以下の各号のいずれかに該当した場合、弊社は本契約を解除し、併せて会員としての資格を喪失させることができるものとします。
  - 1) お申込みその他の時に虚偽の申告をしたとき。
  - 2) 本約款のいずれかの条項に違反したとき。
  - 3) 本契約の新規締結あるいは自動継続の場合においては、第 9 条に定める年会費の自動引落とし日より連続して 3 か月間年

会費の引落としができなかったとき。

- 4) 第10条に定める保管料の自動引落とし日より連続して2か月間保管料の引落としができなかったとき。
  - 5) 会員に対する通知もしくは送付書類その他のものが2回連続して到着しなかった場合において、弊社から会員への連絡を行うことが不可能と弊社が判断したとき。
  - 6) 第36条に定める本約款の変更にご同意いただけないとき。
  - 7) 法令に違反したとき。
  - 8) 弊社が不適切と判断した取引あるいは行為を会員が行ったとき。
  - 9) 弊社がやむを得ない事由により、本契約の解除を申し出たとき。
2. 弊社が前項により契約解除する場合、弊社は会員に対してその旨を通知します。ただし、弊社が通常の連絡方法を用いても通知できない場合には、通常到着すべき日時をもって上記通知が到着したものとみなします。
3. 本条により契約解除がされた場合には、弊社は、会員から寄託を受ける貴金属地金の全量の返還に代えて、契約解除日の翌営業日に、当該貴金属地金と同種、同等、同量の貴金属地金を弊社が別途定めるところにより市場で売却し、弊社からその売却代金額相当の金銭（ただし、弊社が別途定める手数料相当額を控除したものを）、会員の未払い代金および市場売却受託サービスに要する全ての費用と相殺の上、お届けいただいている金融機関口座にお振込みする方法により返還します。

## 第29条（反社会的勢力の排除）

1. 本契約の締結を希望されるお客様（お客様が未成年者の場合は親権者を含む）が以下の各号のいずれかに該当した場合、または会員が本契約締結後に以下の各号のいずれかに該当することが判明したときは、弊社は本契約を締結しないかまたは解除し、併せて会員としての資格を喪失させることができますものとします。
  - 1) 暴力団
  - 2) 暴力団員
  - 3) 暴力団準構成員
  - 4) 暴力団関係企業
  - 5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - 6) その他前各号に準ずる者
2. 本契約の締結を希望されるお客様または会員（お客様または会員が未成年者の場合は親権者を含む）が、自らまたは第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為を行ったときは、弊社は本契約を締結しないかまたは解除し、併せて会員としての資格を喪失させることができますものとします。
  - 1) 暴力的な要求行為
  - 2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - 4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて弊社の信用を毀損し、または弊社の業務を妨害する行為
  - 5) その他前各号に準ずる行為
3. 本条により契約解除がされた場合には、弊社は、会員から寄託を受ける貴金属地金の全量の返還に代えて、契約解除日の翌営業日に、当該貴金属地金と同種、同等、同量の貴金属地金を弊社が別途定めるところにより市場で売却し、弊社からその売却代金額相当の金銭（ただし、弊社が別途定める手数料相当額を控除したものを）、会員の未払い代金および市場売却受託サービスに要する全ての費用と相殺の上、お届けいただいている金融機関口座にお振込みする方法により返還します。

## 第30条（営業活動等の禁止）

会員は、自らの営業活動もしくは営利を目的として、またはその準備を目的として、「マイ・ゴールドパートナー」や弊社名を使用または利用することはできません。

## 第31条（供託）

第6条、第19条、第26条から第29条までのいずれかに従って貴金属地金に代えて返還する金銭について、弊社が会員にお支払いの手續



きをしたにもかかわらず、会員のお受取りがなく相当期間を経過した場合は、会員に通知することなく当該金銭を東京法務局に供託することができるものとします。また、これにより、弊社の会員に対する一切の責任は終了するものとします。

### 第 32 条（譲渡禁止）

会員は、弊社の書面による承諾なくして、弊社に寄託する貴金属地金の返還請求権その他本契約に基づくいかなる権利も第三者に譲渡し、または第三者のための担保に供することはできません。万一、本条に違反したことにより会員に生じた損害等については、弊社は一切責任を負いません。

### 第 33 条（届け出事項の変更）

1. 会員が弊社に届けられたお名前、現住所、金融機関口座等について変更があった場合は、ただちに申込書にて弊社に届け出を行ってください。なお、お名前・現住所の変更にあたっては、第 8 条に準じ、ご本人確認のためお客様の公的証明書をご提示またはご提出いただきます。
2. 前項の届け出がないために弊社からの通知もしくは送付書類その他のものが延着したり、または到着しなかった場合は、通常到着すべき日時に会員に到着したものとみなします。
3. 本条第 1 項の届け出がなされないことにより会員に生じた損害については、弊社は一切責任を負いません。

### 第 34 条（不可抗力）

天災地変、戦争、内乱、暴動、ストライキ、法令の制定改廃、公権力による命令・処分・指導、輸送機関の事故、市場の急激な変動、市場で正常に取引ができない状態、弊社が相当の安全策を講じたにもかかわらず端末機・通信回線またはコンピューター等に生じた障害、コンピューターウイルスや第三者による妨害、侵入または情報改変、その他弊社の責に帰すことのできない事由により会員が受けた損害について、弊社は一切責任を負いません。なお、これらの事由の発生により、会員との間で本契約に基づく取引を継続しがたい事由が発生した場合、弊社は本契約に基づく業務の全部または一部を停止し、または本契約を解除することができるものとし、以下の通り処理させていただきます。

1. 弊社は、本条に基づき、本契約に基づく業務の全部または一部を停止し、または本契約を解除した場合、会員に対してその旨を通知します。ただし、弊社が通常の連絡方法を利用しても通知できないときは、通常到着すべき日時をもって上記の通知が到着したものとみなします。
2. 弊社は、本条に基づき、本契約に基づく業務の全部または一部を停止した場合、事前に会員に通知することなく、当該業務を再開できるものとします。
3. 本条に基づき、本契約を解除した場合、会員が弊社に寄託する貴金属地金および年会費等については第 28 条に準じて処理させていただきます。

### 第 35 条（合意管轄）

本契約に関し、会員と弊社との間で訴訟の必要が生じた場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を当該訴訟の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第 36 条（本約款の変更等）

1. 弊社は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、弊社の都合により、本約款の内容を変更することができるものとします。
2. 本約款を変更するときは、弊社は、会員に対し、本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容および変更後の本約款の適用開始日を、弊社の本サイト等への掲載その他適当と認める方法により、事前に周知させていただきます。
3. 本約款の内容の変更により会員に生じた損害については、弊社は一切責任を負いません。

### 附則

本約款は 2024 年 1 月 1 日より適用されるものとします。

会員規定をよくお読みのうえご利用ください。

# マイ・ゴールドパートナー オンライントレード規程

## 第1条（マイ・ゴールドパートナーオンライントレードとは）

マイ・ゴールドパートナーオンライントレード（以下「本サービス」という）とは、三菱マテリアル株式会社（以下「弊社」という）の「マイ・ゴールドパートナー」（以下「マイ・ゴールドパートナー」という）をご契約された会員がマイ・ゴールドパートナー会員約款第25条に基づき、パーソナルコンピュータ等の端末機からインターネットを通じて弊社のオンライントレード用ウェブサイト（<https://mgp.mmc.co.jp/>）にアクセスする方法によりマイ・ゴールドパートナー会員約款（以下「約款」という）に定める個々の取引およびサービスの利用（ただし、翌営業日価格スポット購入は除く。以下まとめて「取引」という）などを行うことができるサービスをいい、本規程は、会員の本サービス利用による取引、その他お手続きの方法等を定めるものです。なお、第2条に基づいて弊社が本サービスの利用を承諾したマイ・ゴールドパートナー会員をマイ・ゴールドパートナーオンライントレード会員（以下「OLT会員」という）といたします。

## 第1条の2（定義）

本規程における用語の定義は次の通りとします。

1. 「Web小売価格」とは、本サービスを通じて行われる当日スポット購入および等価メタル変更サービスに適用される価格をいいます。
2. 「Web市場売却受託サービス価格」とは、本サービスを通じて行われる市場売却受託サービスに基づき、会員に返還される金銭の価格（同サービスに基づき弊社が別途定めるところにより貴金属地金を市場で売却した売却代金額相当の金銭から弊社が別途定める手数料相当額を控除した価格）を意味します。
3. 「Web等価金貨返還・等価メタル変更価格」とは、本サービスを通じて行われる等価金貨返還サービスおよび等価メタル変更サービスに適用される貴金属地金の価格をいいます。
4. 「貴金属価格発表時刻」とは、原則として、Web小売価格、Web市場売却受託サービス価格およびWeb等価金貨返還・等価メタル変更価格が発表される時刻をいいます。貴金属価格発表時刻は、原則として、弊社営業日および別途定める日の10時とします。ただし、相場変動の激しいとき等においては、同一日中にWeb小売価格、Web市場売却受託サービス価格およびWeb等価金貨返還・等価メタル変更価格は変更される場合があります。また、同一日中における最初の貴金属価格発表時刻を「第1回目貴金属価格発表時刻」といいます。
5. 「貴金属価格発表日」とは、Web小売価格、Web市場売却受託サービス価格およびWeb等価金貨返還・等価メタル変更価格が発表される日をいいます。
6. 「受付確定」とは、別段の定めがある場合を除き、本サービスによりOLT会員が第3条に記載する各種ご請求またはお申込みを行い、当該ご請求またはお申込みの情報を弊社が正常に受信したことをいいます。
7. 「受付確定時刻」とは、別段の定めがある場合を除き、本サービスによりOLT会員が第3条に記載する各種ご請求またはお申込みを行い、当該ご請求またはお申込みの情報を弊社が正常に受信した時刻をいいます。

## 第2条（本サービスの申込方法）

1. 書面によりマイ・ゴールドパートナー契約のお申込みを行った会員は、弊社の地金情報発信サイト「ゴールドパーク」（<https://gold.mmc.co.jp/>）（以下「本サイト」という）から所定の手続きに

従い、電子メールアドレスその他必要事項をご入力の上、本サービスのお申込みを行い、弊社がこれを承諾した場合に、本サービスをご利用できます。

2. 本サイトからマイ・ゴールドパートナー契約のお申込みを行った会員は、マイ・ゴールドパートナー契約のお申込みと同時に本サービスのお申込みを行い、弊社がこれを承諾した場合に、本サービスをご利用できます。

### 第3条（本サービスの内容）

OLT 会員は、所定の方法により、以下に定める内容のご照会、ご請求、お申込み等を行うことができます。ただし、一部の携帯端末機からはご利用できません。

1. 契約内容、寄託残高および取引履歴のご照会。
2. 各種申込書および資料のご請求。
3. 当日スポット購入、市場売却受託サービス、積立購入、ボーナス月プラス積立購入、月間スポット積立購入、現物引出し、等価金貨返還サービス、等価メタル変更サービスおよび寄託口座変更サービスのお申込み。
4. 残高報告書等郵送物の送付停止のお届け出。
5. パスワードおよび電子メールアドレスの変更・再発行のお届け出。
6. 定期メール配信のお申込み。

### 第4条（本サービスの利用可能時間）

OLT 会員は、第11条により弊社が本サービスの運用を一時停止または中止する場合を除き、原則として常時本サービスを利用できるものとします。ただし、等価メタル変更サービスのみ弊社営業日および別途定める日の10時から17時までを利用可能時間とします。

### 第5条（本人確認）

1. OLT 会員による本サービスのご利用にあたり、弊社は、弊社が定める方法により、OLT 会員が入力した次の本人確認情報およびその時点において弊社に登録されている OLT 会員の本人確認情報を照合し、その一致を確認することにより、本人確認を行います。
  - 1) 会員番号
  - 2) パスワード
2. 弊社は、本条第1項の方法に従って本人確認を行ったうえで、本サービスを通じて受付けた申込み等については、OLT 会員側にいかなる理由があろうとも有効なものとして取扱います。会員番号およびパスワードの紛失、盗難または第三者による不正使用その他の事故のために、OLT 会員に損害が生じた場合でも、弊社はその責任を一切負いません。
3. OLT 会員の知らないうちに、第三者に会員番号およびパスワードを使用されていることが判明した場合は、直ちに弊社にその旨を連絡してください。弊社は、ご連絡があった日またはその翌営業日に、OLT 会員の本サービス会員資格につき弊社が必要と判断する一時停止等の措置を講じます。ただし、弊社は、ご連絡の有無にかかわらず、第三者に会員番号およびパスワードを使用されていることに基づき発生する損害についてその責任を負いません。

### 第6条（本サービスの利用に必要な機器類）

OLT 会員は、自己の責任と負担において、インターネットを通じて本サービスを利用するために必要な機器類、ソフトウェア等を準備し環境を設定してください。OLT 会員が使用する機器類、通信回線、ソフトウェア等が正常に稼働しないことにより障害（当該障害による損害を含みます）が生じた場合であっても、弊社はその責任を負いません。

### 第7条（請求または申込みの受付）

1. 本サービスにより OLT 会員が第3条に定める各種ご請求またはお申込みを行う場合、受付確定時刻をもって、OLT 会員が各種ご請求またはお申込みを行った時刻とします。
2. OLT 会員からの各種ご請求またはお申込みの受付確定後、弊社に登録されている OLT 会員の電子メールアドレス宛てに、最終確認画面の情報に基づいた受付確定確認の電子メールを送信します。

なお、弊社に登録されている最新の電子メールアドレス宛てに電子メールを送信した時点をもって、OLT 会員に当該電子メールが到達したものとします。OLT 会員が電子メールアドレスを変更または廃止したにもかかわらず弊社にお届けがなく、受付確定確認の電子メールを受信できない場合に OLT 会員に損害が生じたとしても、弊社はその責任を負いません。

## 第 8 条（貴金属価格の値決注文方法）

1. OLT 会員が本サービスを利用して、当日スポット購入により貴金属地金の購入のお申込みを行う場合、または弊社に寄託する貴金属地金の全部または一部の市場売却受託サービスのお申込みを行う場合、OLT 会員はその適用貴金属価格について、次の 2 つの値決注文方法のうちいずれか一つを選択して注文することができます。また、OLT 会員が本サービスを利用して、等価金貨返還サービスまたは等価メタル変更サービスのお申込みを行う場合、OLT 会員は「成り行き」による注文のみすることができます。

1) 「成り行き」

2) 「指値」

「成り行き」による注文とは、OLT 会員が取引希望価格を指定せずに弊社発表の Web 小売価格（当日スポット購入または等価メタル変更サービスをお申込みの場合）、店頭小売価格（等価金貨返還サービスをお申込みの場合）、Web 市場売却受託サービス価格（市場売却受託サービスをお申込みの場合）または Web 等価金貨返還・等価メタル変更価格（等価金貨返還サービスまたは等価メタル変更サービスをお申込みの場合）に従って弊社との取引を行うお申込みを意味します。「指値」による注文とは、OLT 会員が弊社に対し希望の取引価格を指定して取引を行うお申込みを意味します。

2. 受付確定した当日スポット購入、市場売却受託サービス、等価金貨返還サービスまたは等価メタル変更サービスのお申込みは、第 9 条の定めに従って成約または不成約となります。第 9 条の定めに従って成約となる OLT 会員からの当日スポット購入、市場売却受託サービス、等価金貨返還サービスまたは等価メタル変更サービスのお申込みに対する弊社の適用取引価格は、成約時刻において弊社が発表している貴金属の Web 小売価格（当日スポット購入および等価メタル変更サービスをお申込みの場合）、店頭小売価格（等価金貨返還サービスをお申込みの場合）、Web 市場売却受託サービス価格（市場売却受託サービスをお申込みの場合）または Web 等価金貨返還・等価メタル変更価格（等価金貨返還サービスまたは等価メタル変更サービスをお申込みの場合）となります。

## 第 9 条（取引申込みの有効期間と成約）

1. 当日スポット購入または市場売却受託サービスをお申込みの場合 OLT 会員が第 8 条の値決注文方法を選択してお申込みされた当該取引において、「成り行き」あるいは「指値」を選択された場合の有効期間と成約について、次の通りとします。

1) 値決注文方法で「成り行き」を選択した場合

受付確定時刻が、貴金属価格発表日の第 1 回目貴金属価格発表時刻から同日の 17 時までの場合には、受付確定時刻をもって取引成約となり、その時点での Web 小売価格（当日スポット購入のお申込みの場合）またはその時点での Web 市場売却受託サービス価格（市場売却受託サービスをお申込みの場合）により、それぞれ取引を行います。

受付確定時刻が、貴金属価格発表日の当日 17 時を過ぎて翌貴金属価格発表日の第 1 回目貴金属価格発表時刻までの場合（貴金属価格発表日以外の日に属する場合を含む、以下同じ）、OLT 会員が第 10 条第 2 項によりお申込みの取消しを行わない限り、翌貴金属価格発表日の第 1 回目貴金属価格発表時刻の時点で取引成約となり、その時点での Web 小売価格（当日スポット購入のお申込みの場合）、または Web 市場売却受託サービス価格（市場売却受託サービスをお申込みの場合）に

より、それぞれ取引を行います。

2) 値決注文方法で「指値」を選択した場合

①注文の有効期間

受付確定時刻が貴金属価格発表日の第1回目貴金属価格発表時刻から同日の24時までの場合、および貴金属価格発表日以外の日に属する場合、OLT会員が第10条第2項によりお申込みの取消しを行わない限り、翌貴金属価格発表日の17時までを値決注文の有効期間とします。

受付確定時刻が貴金属価格発表日の0時から同日の第1回目貴金属価格発表時刻までの場合、OLT会員が第10条第2項によりお申込みの取消しを行わない限り、値決注文の有効期間は同日の17時までとします。

②取引成立の有無・取引成立時の価格

当日スポット購入のお申込みの場合、値決注文の有効期間終了までにWeb小売価格がOLT会員の指値価格と同額またはそれ以下になった場合には、その時点で取引成約となり、当該時点でのWeb小売価格により取引を行います。また、市場売却受託サービスをお申込みの場合、値決注文の有効期間終了までにWeb市場売却受託サービス価格がOLT会員の指値価格と同額またはそれ以上になった場合には、その時点で取引成約となり、当該時点でのWeb市場売却受託サービス価格により取引を行います。

当日スポット購入のお申込みの場合、値決注文の有効期間終了までの間にWeb小売価格がOLT会員の指値価格と同額またはそれ以下にならなかった場合、または、市場売却受託サービスをお申込みの場合、値決注文の有効期間終了までの間にWeb市場売却受託サービス価格がOLT会員の指値価格と同額またはそれ以上にならなかった場合、OLT会員の当該お申込みは不成約となり、弊社は当該お申込みの取引処理は行いません。

なお、弊社は、取引不成約の結果OLT会員に生じた損害については、その責任を負いません。

2. 積立購入（ボーナス月プラス積立購入を含む）をお申込みの場合  
OLT会員が積立購入（ボーナス月プラス積立購入を含む）をお申込みされた場合、受付確定時刻をもって取引成約となります。

3. 現物引出しをお申込みの場合

OLT会員が現物引出しをお申込みされた場合、受付確定時刻が貴金属価格発表日の第1回目貴金属価格発表時刻から同日17時までの場合には、受付確定時刻をもって取引成約となります。

受付確定時刻が貴金属価格発表日の17時を過ぎて翌貴金属価格発表日の第1回目貴金属価格発表時刻までの場合、OLT会員が第10条第4項によりお申込みの取消しを行わない限り、翌貴金属価格発表日の第1回目貴金属価格発表時刻に取引成約となります。

4. 月間スポット積立購入をお申込みの場合

OLT会員が月間スポット積立購入をお申込みされた場合、OLT会員が第10条第5項によりお申込みの取消しを行わない限り、受付確定時刻をもって取引成約となります。

5. 等価金貨返還サービスをお申込みの場合

OLT会員が等価金貨返還サービスをお申込みされた場合、受付確定時刻が貴金属価格発表日の第1回目貴金属価格発表時刻から同日17時までの場合には、受付確定時刻をもって取引成約となり、その時点での店頭小売価格（Web小売価格とは異なりますのでご注意ください）およびWeb等価金貨返還・等価メタル変更価格を用いて弊社が別途定める方法により換算した金貨（弊社が別途定めるもの）での返還を受ける取引を行います。

受付確定時刻が貴金属価格発表日の17時を過ぎて翌貴金属価格発表日の第1回目貴金属価格発表時刻までの場合、OLT会員が第10条第6項によりお申込みを取消さない限り、翌貴金属価格発表日の第1回目貴金属価格発表時刻に取引成約となり、その時点での店頭小売価格およびWeb等価金貨返還・等価メタル変更価格によ

り換算した貴金属地金価格（ただし、弊社が別途定める手数料相当額を控除した金額）に相当する価格の金貨（弊社が別途定めるもの）での返還を受ける取引を行います。

6. 等価メタル変更サービスをお申込みの場合

OLT 会員が等価メタル変更サービスをお申込みされた場合、受付確定時刻をもって取引成約となり、その時点での Web 小売価格および Web 等価金貨返還・等価メタル変更価格を用いて弊社が別途定める方法により換算した別の種類の貴金属地金を弊社に消費寄託により寄託することに変更いただきます。なお、等価メタル変更サービスのお申込みは、貴金属価格発表日の第 1 回目貴金属価格発表時刻から同日 17 時までの間に限り行うことができます。

7. 寄託口座変更サービスをお申込みの場合

OLT 会員が寄託口座変更サービスをお申込みされた場合、受付確定時刻をもって取引成約となり、OLT 会員が第 10 条第 7 項によりお申込みの取消しを行わない限り、毎月 5 日 24 時までに取引成約した分について、同日の属する月の 20 日（当日が休業日の場合は翌営業日）に寄託方法を変更します。

8. 取引成約確認の電子メールについて

本条に基づき、個々の取引が成約した時点（当日スポット購入、市場売却受託サービスの場合には取引不成約となった時点を含む）で、弊社は、OLT 会員に取引成約確認の電子メールを送信し、成約内容について、弊社が別途定める方法により処理します。ただし、OLT 会員と弊社間の本取引の成約時刻は成約時点での時刻とし、取引成約の確認のために弊社が OLT 会員宛てに送信する電子メールの送受信時刻の如何により影響されるものではありません。

**第 10 条（申込みの取消しおよび変更）**

1. OLT 会員が本サービスを利用して申込まれた取引について、本条に定める場合を除き、取引成約後の取消しまたは変更は一切お受けできませんので、お申込み内容の入力・確認時には十分ご注意ください。

2. OLT 会員が当日スポット購入または市場売却受託サービスのお申込みを行う場合、第 8 条の値決注文方法のお申込みの内容により、下記に定める場合に限り取引のお申込みを取消することができます。

1) 値決注文方法で「成り行き」を選択してお申込みを行う場合、貴金属価格発表日の 17 時を過ぎて翌貴金属価格発表日の第 1 回目貴金属価格発表時刻までの間に弊社にて受付したお申込みについては、当該貴金属価格発表時刻までの間に OLT 会員からの取消しのお申込みを弊社が正常に受信した場合に限り、OLT 会員は当該取引のお申込みを取消することができます。

2) 値決注文方法で「指値」を選択してお申込みを行う場合、第 9 条第 1 項第 2 号により OLT 会員と弊社との間で取引が成約する前であれば、OLT 会員からの取引のお申込みを弊社が正常に受信した場合に限り、当該取引のお申込みを取消することができます。

3. OLT 会員が本サービスを利用して積立購入（ボーナス月プラス積立購入を含む）のお申込みを行う場合、毎月 5 日の申込締切日までに弊社が受付したお申込みで、当該申込締切日までに変更のお申込みを弊社が正常に受信した場合に限り、当該取引のお申込みを変更することができます。

4. OLT 会員が本サービスを利用して現物引出しのお申込みを行う場合、貴金属価格発表日の 17 時を過ぎて翌貴金属価格発表日の第 1 回目貴金属価格発表時刻までの間に弊社にて受付したお申込みで、当該貴金属価格発表時刻までの間に取消しのお申込みを弊社が正常に受信した場合に限り、当該取引のお申込みを取消することができます。

5. OLT 会員が本サービスを利用して月間スポット積立購入のお申込みを行う場合、貴金属価格発表日の 17 時を過ぎて翌貴金属価格発表日の第 1 回目貴金属価格発表時刻までの間に弊社にて受付したお申込みで、当該貴金属価格発表時刻までの間に取消しのお申込みを弊社が正常に受信した場合に限り、当該取引のお申込みを取

消すことができます。

6. OLT 会員が本サービスを利用して等価金貨返還サービスのお申込みを行う場合、貴金属価格発表日の 17 時を過ぎて翌貴金属価格発表日の第 1 回目貴金属価格発表時刻までの間に弊社にて受付したお申込みで、当該貴金属価格発表時刻までの間に取消しのお申込みを弊社が正常に受信した場合に限り、当該取引のお申込みを取消すことができます。
7. OLT 会員が本サービスを利用して寄託口座変更サービスのお申込みを行う場合、毎月 5 日の申込締切日 24 時までに弊社が受付したお申込みで、当該申込締切日までに取消しのお申込みを弊社が正常に受信した場合に限り、当該取引のお申込みを取消すことができます。

#### 第 11 条 (本サービスの停止または中止)

1. 弊社は、次のいずれかの事由により、本サービス利用時間中であっても OLT 会員に予告なく、本サービスの運用を一時停止または中止することがあります。
  - 1) 約款第 34 条に定める事由、その他非常事態が発生した場合、または発生する恐れがある場合
  - 2) 本サービス提供のための装置の保守点検または設備の更新を緊急に行う場合
  - 3) 本サービス提供のための装置の異状、故障、障害等が発生した場合
2. 弊社は、本サービス提供の一時停止または中止によって生じた OLT 会員の損害については、その責任を一切負いません。

#### 第 12 条 (免責事項)

弊社は、次の事由により OLT 会員に生じた損害については、その責任を一切負わないものとします。

1. 本サービスのご利用にあたり、弊社がマイ・ゴールドパートナー会員番号とパスワードの一致を確認したうえで取扱った依頼内容により生じた損害。
2. 通信機器、回線またはコンピューター等の障害による情報伝達の遅延、不能、誤作動等により生じた損害。
3. 通信回線等において、弊社の責によらず、盗聴等がなされたことにより、OLT 会員のパスワードや取引情報等が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害。
4. マルウェア等のコンピューターウイルスや第三者による妨害、侵入または情報改変等により生じた損害。
5. 本サービスで提供する情報の誤謬、停滞、省略または中断により生じた損害等であり、弊社の故意または重大な過失に起因するものでないもの。
6. 約款第 34 条に定める事由により生じた損害。
7. その他弊社の責に帰すことのできない事由により生じた損害。

#### 第 13 条 (届け出事項の変更)

1. OLT 会員は、本サービス利用のお申込みの際に届け出された内容に変更があった場合には、直ちに弊社所定の方法により手続きを行ってください。
2. 届け出された内容に変更があったにもかかわらず、前項の手続きをしなかったことにより OLT 会員に生じた損害については、弊社はその責任を負いません。

#### 第 14 条 (本サービスの利用の中止)

OLT 会員の都合により本サービスの利用を中止する場合は、弊社所定の方法により弊社に届け出てください。

#### 第 15 条 (本サービスの利用資格の喪失)

OLT 会員が以下の各号のいずれかに該当した場合、弊社は OLT 会員の本サービス利用資格を喪失させることができます。

1. 本サービス利用のお申込みその他の時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
2. 本規程に違反したとき。

3. 約款に違反したとき。
4. マイ・ゴールドパートナーを解約したとき。
5. 弊社に登録した電子メールアドレス宛に弊社から送信した電子メールが1年間以上連続して不着となったとき。
6. その他本サービスを利用するのに弊社が不相当と判断する行為を行ったとき。
7. やむを得ない事由により、弊社が本サービスの中止を申し出たとき。

#### 第16条（本サービスの変更等）

1. 弊社は、市場の急激な変動その他弊社が必要と認めた場合は、事前にOLT会員に通知することなく、本サービスの内容を変更、中止または廃止することができるものとします。
2. 前項の本サービス内容の変更、中止または廃止によりOLT会員に生じた損害については、弊社はその責任を一切負いません。

#### 第17条（約款の準用）

本規程に定めのない事項については、約款を適用します。

#### 第18条（規程の変更）

1. 弊社は、民法第548条の4の規定に基づき、弊社の都合により本規程の内容を変更することができるものとします。
2. 弊社が本規程を変更するときは、弊社は、OLT会員に対し、本規程を変更する旨、変更後の本規程の内容および変更後の本規程の適用開始日を、本サイト等への掲載その他相当と認める方法により、事前に周知させていただきます。

#### 附則

本規程は2024年1月1日より適用されるものとします。

以 上

 **三菱マテリアル株式会社**

〒100-8117 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビル

2024年1月